

農研機構育成の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて（果樹）

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

種苗法の一部改正により、令和4年4月1日以降、許諾を得て登録品種の種苗を生産・販売している種苗業者、生産者団体等を通じて正当に入手した種苗から得た収穫物や植物体の一部を自己の農業経営において更に種苗として利用する行為(農業者が接ぎ木を行うため登録品種の苗木から採った穂木や剪定枝等を種苗として利用することを含めて、以下「自家用の栽培向け増殖」とします。)は、育成者権者の許諾が必要となります。なお、許諾手続きの妥当性については、今後の運用実績等を踏まえつつ不斷に検証していく考えです。

<対象者について>

本許諾は、農業者個人又は農地法第2条第3項に定める農地所有適格法人、並びにこれらの人から農地を賃借する方等を対象とするものです。
生産者団体等(※複数名分を代表者がとりまとめて申請していただいて構いません。)を通じた一括許諾についても要領しておりますので、個別にご相談下さい。

<手続き>

農研機構が育成したブドウ、カンキツ、カキ、ニホンナシ、クリ、リンゴ、モモ等の登録品種の自家用の栽培向け増殖については、有償で許諾致します。許諾を希望するときは、農研機構のHP等から申し込み下さい。(お申し込みの際は下記<遵守事項>をご確認下さい。)WEB申請が困難な場合はご相談下さい。

許諾の承認後に、掲示用証紙を送付しますので、代表的な園地に掲示して下さい。

自家用の栽培向け増殖の許諾料は、農業者個人の申請の場合は使用する穂木1本あたり100円(税込)、とりまとめ団体(※複数名分を代表者がとりまとめて申請していただいて構いません。)による申請の場合は使用する穂木1本あたり50円(税込)いたします。申請は農業者個人の申請の場合は50本単位、とりまとめ団体による申請の場合は100本単位で行っています。申請は農業者個人が40本り、許諾を受けた本数内で、自家用の栽培向け増殖が可能となります。(例:農業者個人が40本実施したい場合は50本分(5,000円)。とりまとめ団体が80本実施したい場合は100本分(5,000円)の許諾が必要です。)

許諾期間は許諾した日から1年後の同月末日までです。許諾期間が満了した日以降も自家用の栽培向け増殖を行なう場合は、改めて申請下さい。

なお、この許諾は自家用の栽培向け増殖に係るものであり、増殖した種苗の他者への譲渡(有償・無償に関わらず)を許諾するものではありませんのでご注意下さい。

自家用の栽培向け増殖の申請はこちら(農研機構ホームページ)

<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>



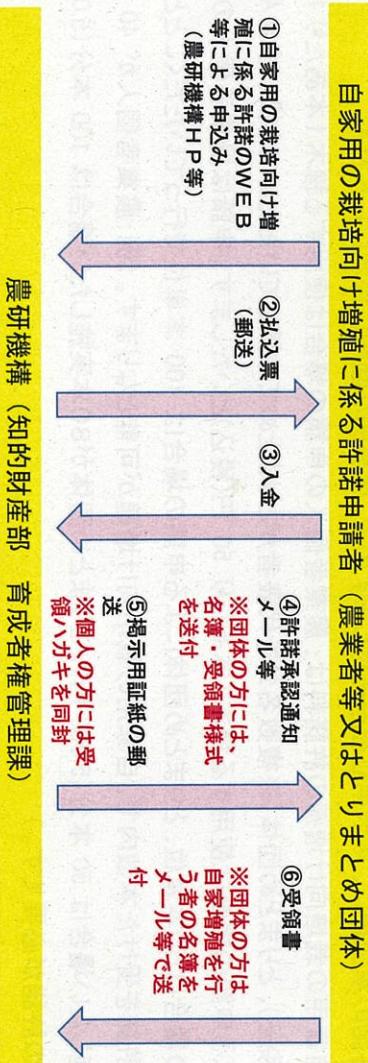
<遵守事項>

- ①当該登録品種の種苗を用いて得た収穫物や植物体の一部を種苗として有償・無償に問わらず第三者に譲渡しないこと。
- ②当該登録品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- ③収穫物や植物体の一部を種苗として用いる際は、当該登録品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用すること。また、利用した種苗によって本登録品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく当機構に報告すること。
- ④本許諾に基づき準備した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかつた種苗は、遅滞なく廃棄すること。なお、果樹及び茶の場合、剪定枝は焼却等を行い確実に廃棄処分すること。
- ⑤本許諾に関する書類や場所について、必要に応じて当機構が調査することを認め協力すること。
- ⑥第三者から本登録品種の種苗を用いて得た収穫物や植物体の一部を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なくその旨を当機構に報告すること。
- ⑦その他本許諾に関する事項について当機構の指示に従うこと。
- ⑧園地に掲示する証紙を、接ぎ木を行った園地の地上から1メートル程度の高さで公衆の見やすい場所に容易に飛散・脱落しないように掲示すること。(果樹の場合)
- ⑨許諾を受けて入手した証紙を有償・無償に関わらず第三者へ譲渡しないこと。(果樹の場合)

対象作物：果樹（ブドウ、カンキツ、カキ、ニホンナシ、クリ、リンゴ、モモ等）

農研機構が育成した果樹の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続き

(農業者等及びとりまとめ団体向け)



【問い合わせ先】

農研機構HPメールフォーム等にてお問い合わせをお願い致します。

URL: <https://prd.form.naro.go.jp/form/pub/naro01/hinshu>

電話: 070-7362-5276 ファクシミリ: 029-8338-6868

担当: 農研機構 知的財産部 育成者権管理課